

一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

この法人は、一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会と称する。

第 2 条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

- Ⅱ. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第 3 条 (機関)

この法人は、社員総会および理事のほか、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 監事

第 4 条 (目的)

この法人は、ピアノを中心とした音楽指導者の資質向上を通じて音楽教育の振興につとめ、もって広く文化の発展に寄与することを目的とする。

第 5 条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1. ピアノを中心とする音楽および音楽教育に関する講習会、研修会、演奏会等の開催
- 2. ピアノを中心とする音楽指導者および学習者等の技能の審査、コンクール等の実施
- 3. 音楽および音楽教育に関する調査研究、情報公開
- 4. ピアノを中心とする音楽教育に関する国際交流事業の実施
- 5. 音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発、楽譜の出版
- 6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

- Ⅱ. 前各号の事業は、本邦において行う。ただし、必要があるときは海外において行うことができる。

第 2 章 会 員

第 6 条 (種別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同し、相当の実績・経験を有する個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、事業を支持する個人
- (3) 団体会員 この法人の目的に賛同し、事業を支持する団体
- (4) 名誉会員 芸術家、音楽教育またはこの法人に特に功労のあった者
で、社員総会の議決をもって推薦された個人

第 7 条 (入会)

この法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を専務理事に提出し、入会を申し込むものとする。

- Ⅱ. 正会員として入会しようとする者は、前項の申込後、入会について理事会専門委員会の承認を得なければならない。
- Ⅲ. 名誉会員として推薦された者は、前各項の規定にもかかわらず、入会の手続きを要せず、推薦された者の承諾をもって入会するものとする。

第 8 条 (入会金および会費)

この法人の入会金および会費は、社員総会において別に定める会費規程によるものとする。

- Ⅱ. 前項の規定にもかかわらず、名誉会員は入会金および会費を納めることを要しない。

第 9 条 (資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 任意に退会したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

第 10 条 (任意退会)

会員が任意に退会しようとするときは、その理由を付して、理事会が別に定める退会届を専務理事に提出しなければならない。

第 11 条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

Ⅱ. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

第 12 条 (会員資格喪失に伴う権利および義務)

会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

Ⅱ. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

第 13 条 (構成)

社員総会は、正会員をもって構成する。

Ⅱ. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第 14 条 (権限)

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任および解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の計算書類の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡
- (8) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項

第 15 条 (種類および開催)

この法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種類とする。

Ⅱ. 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

Ⅲ. 社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、招集の請求が専務理事にあったとき。

第 16 条 (招集)

社員総会は、理事会の決議に基づき、専務理事が招集する。

- II. 専務理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会の日とする社員総会の招集通知を発しなければならない。
- III. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項およびその他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面または電磁的方法によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

第17条 (議長)

社員総会の議長は、社員総会の都度、出席した正会員の互選により定める。

第18条 (定足数)

社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

第19条 (決議)

社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項およびこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

第20条 (議決権の代理行使)

社員総会に出席できない正会員は、この法人の議決権を有する他の正会員1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、正会員またはその代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

第21条 (会員への通知)

社員総会の議事の経過の要領およびその結果は、全会員に通知する。

第22条 (議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

第4章 役員等

第23条 (役員の種別および定数)

この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

- II. 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって専務理事とする。

第24条 (役員の選任)

理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- II. 代表理事は、理事会の決議によって選定する。

- III. この法人は、必要に応じて、理事会の決議によって、理事の中から会長1名、副会長2名以内を選定することができる。

- IV. 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

- V. 理事のうち、理事いずれか1名とその配偶者または三親等内親族その他特別な関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- VI. 他の同一の団体の理事または使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第25条 (理事の権限)

理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参加する。

- II. 専務理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

- III. 専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第26条 (監事の職務)

監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務および財産の状況を調査すること、ならびに各事業年度に係る計算書

類および事業報告等を監査すること。

- (3) 社員総会および理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為するおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、専務理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする提案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

第27条 (任期)

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- II. 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- III. 増員のため選任された理事の任期は、他の在任理事の残任期間とする。
- IV. 第23条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合に、辞任または任期満了により退任した役員は、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第28条 (役員の解任)

役員が次の各号の一に該当するときは、いつでも社員総会の決議によって、役員を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第29条 (役員の報酬)

役員には、その職務遂行の対価として社員総会の決議にもとづき報酬を支給することができる。

- II. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第30条 (評議員)

この法人には、評議員50名以上60名以内を置く。

- II. 評議員は社員総会において選任する。
- III. 評議員は理事会の諮問に応じる。
- IV. 理事は、評議員を兼ねることができない。
- V. 第27条および第28条の規定は、評議員について準用する。この場合において、第27条第1項、同条第2項、同条第4項および第28条の規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第27条第3項の規定中「第23条第1項で定めた」とあるのは「第30条1項で定めた」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 理事会

第31条 (構成)

理事会は、すべての理事で組織する。

第32条 (権限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会の日時、場所、目的である事項およびその他法令で定める事項の決定

- (2) 規則の制定、変更および廃止
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事の選定および解職
- (5) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

第33条 (種類および開催)

理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

- II. 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- III. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 専務理事が認めたとき。
 - (2) 専務理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって専務理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から専務理事に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

第34条 (招集)

理事会は、専務理事が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合および前条第3項第4項の規定により監事が招集する場合を除く。

- II. 前条第3項第3号による場合は当該理事が、前条第3項第4号による場合は当該監事が理事会を招集する。
- III. 専務理事は、前条第3項第2号または第26条第1項第5号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- IV. 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対してその通知を発しなければならない。
- V. 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第35条 (議長)

理事会の議長は、専務理事がこれに当たる。

第36条 (定足数)

理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

第37条 (決議)

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数をもって決する。

第38条 (決議の省略)

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第39条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した専務理事および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

第6章 顧問・相談役および専門委員会

第40条 (顧問・相談役)

この法人には、顧問および相談役を若干名置くことができる。

- II. 顧問および相談役は、学識経験者または特にこの法人の発展に寄与した会員（現職員を除く）

のうち、理事会および社員総会の承認を受けた者について、専務理事が委嘱する。

Ⅲ. 顧問は、この法人の重要事項について専務理事に意見を述べる。

Ⅳ. 相談役は、この法人の重要事項について専務理事の諮問に応じる。

Ⅴ. 顧問および相談役は、社員総会および理事会に出席し、意見を述べるができる。

第41条 (専門委員会)

この法人には、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

Ⅱ. 専門委員会の委員は、理事会で選出する。

Ⅲ. 専門委員会は、理事会の委任した事項を処理する。

Ⅳ. 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 基金

第42条 (基金の拠出)

この法人は、「一般社団・財団法人法」第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

第43条 (基金の取扱い)

基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理および基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

第44条 (基金の拠出者の権利)

この法人は解散の時まで基金をその拠出者に返還しないものとする。

Ⅱ. 前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

第45条 (基金の返還手続)

基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、「一般社団・財団法人法」第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

Ⅱ. 前条第2項の基金の返還手続については、理事会の決議により定めるものとする。

第46条 (代替基金)

この法人が基金を返還する場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

Ⅱ. 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第8章 計 算

第47条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第48条 (剰余金の処分)

この法人は、剰余金の分配を行わない。

第49条 (残余財産の処分)

この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人または国・地方公共団体もしくはこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第9章 事務局

第50条 (設置等)

この法人の事務を処理するため、必要な事務局および必要な職員を置く。

Ⅱ. 事務局には、所要の職員を置く。

Ⅲ. 職員は、専務理事が任免する。ただし、重要な使用人の選任および解任は理事会の決議によ

- るものとする。
- IV. 職員は、有給とする。

第10章 公告方法

第51条 (公告方法)

この法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむをえない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 附 則

第52条 (施行)

この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」という)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

第53条 (最初の代表理事)

第24条第2項の規定にかかわらず、この法人の最初の代表理事は福田成康とする。

第54条 (登記アドレス)

この法人の登記アドレスをつぎのとおり定める。

登記アドレス <http://www.piano.or.jp/>

第55条 (名称変更後最初の事業年度)

第47条の規定にかかわらず、この法人の事業年度は「整備法」第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、解散の登記の日の前日を名称変更前の事業年度の末日とし、設立の登記の日を名称変更後最初の事業年度の開始日とする。

附 則

1 平成24年6月8日一部改訂。

上記は、当法人の定款に相違ない。

2026年9月1日

東京都豊島区巢鴨一丁目15番1号

一般社団法人全日本ピアノ指導者協会

代表理事 田 口 翔